

8 社会第 294 号  
平成28年 5月26日

京丹後市図書館協議会会長 様

京丹後市立図書館  
館長 亀田 真奈美

今後の京丹後市立図書館のあり方について（諮問）

上記のことにつきまして、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

（諮問事項）

今後の京丹後市立図書館のあり方について

（諮問理由）

京丹後市立図書館は、各6町に図書館及び図書室を設置し、市民が必要とする情報の収集管理、提供を基礎としながら、読書推進に努めています。

しかし、図書館に対するニーズが多様化・高度化している現在、様々なサービスが求められています。

その一方で、予算削減、施設の老朽化、書架不足、狭い閲覧スペース、臨時職員による運営体制など厳しい状況となっています。

つきましては、更なる市民への情報の提供、読書推進を図るため、前記諮問事項についてご審議くださいますようお願いいたします。

（答申時期）

平成29年9月頃